平成26年8月5日 第11607号

0	の	0	0	0	覧	0		0	0			74	र्हो
11	完了	開発許可を受け	公共測量の終了	大規模小売店舗	見	大規模小売店舗	【公	指定居宅サービ	特定施設の設置	【告	目	1	
		た開発行為に関する		の変更の届出の縦覧		の新設に関する届出	告】	ス等の事業の廃止	許可申請	示】	次	りなる	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
		事	町/-			の縦			r m			. í	発 亍
"		建築指導課	監理課	II		経営支援課		長寿社会課	環境管理課		担当課(1	到 山 県
											室)	3	7
													目次
													担当課(室)

◎岡山県告示第四百十五号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査 $\overline{\mathcal{O}}$ 結果に基づ

平成二十六年八月五日

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ケミカル株式会社

岡山県備前市鶴海4342番地

 $\exists \\ \forall$

ミカル株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 岡山県備前市鶴海4342番地

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新			設	
種								類	27ーヌ	廃ガス	洗浄施訂	殳No. 56	
能								力	4, 200 N	m³/h			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後回	直ちに			
工	事	完	成	予	定	年	月	日	工事着=	手後直ち	に		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	工事完成	成後直ち	に		
並て	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合 はその概要								連続24時間				
使月	月時に	こおり	ゴン		区		分		通	常	最	大	
コらか	を付ける	においれる	な汚れ	水	量	(m³,	/日)			0		1	
小の見り	野常の	ア値が	及び	р	Н					5>		5>	
取当点	を汚れる	直接の登録を	が通出	С	ΟD	(mg	/Q)			10		20	
の量	ノ里ル	< ∪`я	又八	S	S	(mg	/Q)			10		20	
				油	分	(mg	∕Q)			0.5>		1	
				Τ.	– N	(mg	/Q)			2		4	
				Τ.	– P	(mg	∕Q)			0.2		0.6	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成26年8月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第四百十六号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年八月五

岡山県知事

木

太

事業所の 名称及び所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 岡山県津山市二宮五七

有限会社向陽商事

2

所在地

岡山県津· 山市二宮五七

廃止年月日

平成二十六年七月十三日

介護保険事業所番号

三三四〇三一一一九四

兀

五.

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

岡山県公報 第11607号 平成26年8月5日

3

語立地法 (平成十年法律第九十 第五条第三項の規定によ

新設に関する届 出に て、

すべき事項に て意見を有する者 を設置する者がそ 同法第 $\tilde{\mathcal{O}}$ 条第二項 辺 \mathcal{O} 地域 0 規定に 生活環境 \mathcal{O} 保持

平成二十六年八月五

の日までに知事に意見書を提出することができる。

太

大規模小売店 舗の名称及び所在

プラザナ

地 備前市穂浪二五

住所及び 代表者の

2

株式会社ナフ

福岡県北九州市

小倉北

区魚町二丁

代表者の氏名 代表取締役

大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の

名称、

住所

及び代表者の

福岡県北九州市 小倉北区魚町二丁

株式会社ナフコ

代表者の氏名 代表取締役 深

大規模小売店舗の新設をする

4

平成二十七年三月二十三日

大規模小売店舗内 0 面 積

5

三千六百三十九平方メ

大規模小売店舗の施設 \mathcal{O} 配置に関す

(1)百三十七台

(2)

(3)荷さばき施設の面 五十平方メ

(4)十九 ・二七立方 ル

大規模小売店舗 の施設 運営方法に関する事項

(1)小売店舗 お て小売業を行う者の

十前七時

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

十後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時

午前六時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数 二箇形

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(5)

(4)

午前八時から午後八時まで

1 縦覧の期間及び場所

平成二十六年七月二十三日

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで

縦覧の場所

2

山県産業労働部経営支援課及び備前市まちづくり部産業振興課

用する同法第五条第三項の規定により、 [三七〇] 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第三項に 次の大規模小売店舗の変更の届出につい おい て、

間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 配慮すべき事項に この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその て意見を有する者 同法第八条第二項 0 規定に 生活環境の

平成二十六年八月五

木

太

出事項の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーホ -井原店

所在地 井原市笹賀町字弐反田四二七

ほ

届出者の名称、 住所及び代表者の氏名

2

名称 株式会社ユー

広島県福山市多治米町

代表者の氏名 代表取締役

3 変更事項

大規模小売店舗 \mathcal{O} 配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

(変更前)

北西側

(変更後)

(2)駐車場の自動車の 出 入 \Box

(変更前)

(変更後)

4 変更年月日

平成二十六年 九

平成二十六年七月二十四

縦覧の期間及び場所

2

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工観光課

第十四条第二項の規定により、 [三七一] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法 総社市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が

平成二十六年八月五日

岡山県知事

木

太

総社市全域	測量区
	域
公共	測
測量(量
写真地	0
図)	種
	類
平成一	終
一十六年	了
年七月一	年
	月
日	日

[三七二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

伊 原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字ハシカミタワー五九ー一、 一五九

名称及び代表者の氏名

総社市泉一五

有限会社JUN

石本

純子

[三七三] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年八月五日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字金子東谷一三〇七一二、一三〇七一三、一三

許可を受けた者の住所及び氏名

手上

 \equiv

岡山県指令建指第八三号